

# (仮称)大阪市国民保護計画(素案) 【概要版】(案)

～ 皆様からのご意見を募集します。～

(応募期間)平成18年10月2日(月)～11月1日(水)

(問合せ先)大阪市危機管理室住民保護企画担当  
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20  
電話(06)6208-9802 FAX(06)6202-3776  
危機管理室ホームページ:<http://www.city.osaka.jp/kikikanrishitsu/>

大 阪 市

平成 16 年に制定された国民保護法では、武力攻撃や大規模テロなどの事態に際して、国民の保護に関する措置を実施するため、国及び地方公共団体は、「国民の保護に関する計画」を策定することとされ、本市においては、本年度、同計画を策定することとしています。

計画の策定にあたっては、関係機関及び知識経験者で組織する国民保護協議会に諮ることとされていることから、本市では、本年 5 月に「大阪市国民保護協議会」を設置し、同協議会において検討が重ねられ、このたび、計画の素案がとりまとめられました。

つきましては、この素案について市民の皆さんから広くご意見を募集します。お寄せいただいたご意見を参考とさせていただき、本年度中にこの計画を策定します。

お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方につきましては、後日ホームページ等で公表させていただきます。

なお、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

〔ご意見の応募方法〕

郵送、ファックス、電子メール（下記ホームページから応募できます。）のいずれかの方法で、下記までお寄せいただくか、直接、当室窓口（大阪市役所 5 階）へご提出願います。

ご意見の様式は自由ですが、書面でお願いします。

〔送り先〕

〒530 - 8201 大阪市北区中之島 1 - 3 - 20

大阪市危機管理室住民保護企画担当

「(仮称)大阪市国民保護計画(素案)の意見募集」係 宛

ファックス(06)6202 - 3776

危機管理室ホームページ：<http://www.city.osaka.jp/kikikanrishitsu/>

〔応募期限〕平成 18 年 1 月 1 日(水)

点字版をご用意しております。ご希望の方は、大阪市危機管理室住民保護企画担当【電話(06)6208 - 9802】まで、お申し込みください。

# 目 次

第 1 編		総 論	
第 1 章	総則	-----	1
第 2 章	基本方針	-----	2
第 3 章	関係機関の事務又は業務の大綱	-----	3
第 4 章	市の地理的、社会的特徴	-----	3
第 1 節	地勢		
第 2 節	気候		
第 3 節	人口		
第 4 節	道路の位置等		
第 5 節	鉄道、港湾、空港の位置等		
第 6 節	主な施設等		
第 5 章	計画が対象とする事態	-----	3
第 6 章	緊急処理事態への対処	-----	4
第 2 編		武力攻撃事態等への対処	
第 1 章	実施体制の確立	-----	5
第 1 節	市の実施体制		
第 2 節	市国民保護対策本部等		
第 3 節	動員		
第 4 節	関係機関等との連携協力の確保		
第 2 章	住民の避難	-----	8
第 1 節	警報及び緊急通報		
第 2 節	避難の指示・退避の指示		
第 3 節	避難誘導		
第 3 章	避難住民等の救援	-----	10
第 1 節	救援の実施		
第 2 節	安否情報の収集・提供		
第 4 章	武力攻撃災害への対処	-----	13
第 1 節	市の役割		
第 2 節	応急措置等の実施		
第 3 節	生活関連等施設の安全確保		
第 4 節	N B C 攻撃による災害への対処		
第 5 節	保健福祉・衛生		
第 6 節	廃棄物の処理		
第 7 節	被災情報等の収集・報告・公表等		
第 5 章	市民生活の安定	-----	14

第 3 編	平素からの備え
第 1 章 組織・体制の整備 -----	1 5
第 1 節 市における組織・体制の整備	
第 2 節 関係機関との連携	
第 3 節 研修	
第 4 節 情報収集・提供	
第 5 節 広報・啓発	
第 6 節 訓練	
第 7 節 備蓄等	
第 2 章 避難・救援・災害対処 -----	1 6
第 1 節 避難	
第 2 節 救援	
第 3 節 災害対処	
第 3 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理 -----	1 7
第 1 節 意義	
第 2 節 赤十字標章等	
第 3 節 特殊標章等	

第 4 編	復旧等
第 1 章 施設の応急復旧 -----	1 8
第 1 節 基本的事項	
第 2 章 武力攻撃災害の復旧 -----	1 8
第 1 節 国における所要の法制の整備	
第 2 節 所要の法制が整備されるまでの復旧	
第 3 章 保護措置に要した費用の支弁等 -----	1 8
第 1 節 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	
第 2 節 損失補償、実費弁償、損害補償及び損失補てん	
第 4 章 市民の権利利益の救済に係る手続等 -----	1 8

# 第1編 総論

## 第1章 総則（本文 P.1～2）

### 1 計画の目的

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき、武力攻撃事態等における避難、救援、武力攻撃災害への対処などの国民の保護のための措置（保護措置）等の実施に関する基本的な枠組みを定めることにより、本市域において、その的確かつ迅速な実施を図り、武力攻撃等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

### 2 計画の対象

本市域に居住する者はもとより、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の発生の際に、通勤、通学、旅行などで本市域に滞在する者や、市町村域を越えて本市域に避難してきた者も保護の対象とする。また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。

### 3 市の責務

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び大阪府国民保護計画を踏まえ、この計画に基づき、市民の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市域において関係機関が実施する保護措置等を総合的に推進する。

### 4 計画に定める事項

この計画においては、次の事項について定める。

市域に係る保護措置の総合的な推進

市が実施する保護措置

保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄

保護措置を実施するための体制

保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携

緊急対処保護措置の実施

その他市長が必要と認める事項

### 5 計画の見直し

今後、国における保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、府計画の見直し、訓練の結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。また、計画の見直しにあたっては、大阪市民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

### 6 計画の変更手続

計画の変更にあたっては、市協議会に諮問するとともに、府知事に協議のうえ計画を変更し、市会に報告し、公表するなど、計画作成時と同様の手続をとる。

### 7 実施マニュアル（仮称）の作成等

本計画に基づく措置を円滑に実施するため、別途具体的な実施手順などを定める「実施マニュアル（仮称）」を作成する。

## **第2章 基本方針（本文 P.3～4）**

### **1 基本的人権の尊重**

保護措置等の実施にあたっては、日本国憲法の保障する自由と権利を最大限に尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### **2 市民の権利利益の迅速な救済**

保護措置等の実施に伴う損失補償、保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### **3 市民に対する情報提供**

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、市民に対し、保護措置等に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### **4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保**

国、府、近隣市町村並びに指定（地方）公共機関と平素から情報の共有化を図り、相互の連携体制の整備に努める。

### **5 市民の協力**

保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の規定により、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民の協力は、その自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないことに留意する。また、避難や救援などにおいて市民の自発的協力が得られるよう、平素から広報・啓発等に努める。

### **6 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮**

指定（地方）公共機関の保護措置等の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、日本赤十字社が実施する保護措置等については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定（地方）公共機関が実施する保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

### **7 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施**

保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者の個性や生活状況に応じた、きめ細やかな保護について留意する。

また、保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の趣旨を踏まえ、的確に実施する。

### **8 保護措置等に従事する者等の安全の確保**

保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じた安全の確保に十分に配慮する。

### **9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用**

武力攻撃事態等への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分があることから、保護措置等の実施に際しては、地域防災計画、危機管理指針その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。また、自主防災組織等の充実・活性化などに努めるなど地域防災力のより一層の強化を図る。

### **第3章 関係機関の事務又は業務の大綱（本文 P.5～8）**

市、府、指定地方行政機関及び指定（地方）公共機関が実施する保護措置等に関し、次に掲げる機関の名称ごとに事務又は業務の大綱をまとめている。

#### **1 地方公共団体**

大阪市、大阪府

#### **2 指定地方行政機関**

近畿管区警察局、大阪防衛施設局、近畿総合通信局、近畿財務局、大阪税関、近畿厚生局、大阪労働局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿運輸局、大阪航空局、大阪管区气象台、第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部）、近畿地方環境事務所

#### **3 指定（地方）公共機関**

災害研究機関、放送事業者、運送事業者、電気通信事業者、電気事業者、ガス事業者、日本郵政公社、河川管理施設及び道路の管理者、日本赤十字社、日本銀行

### **第4章 市の地理的、社会的特徴（本文 P.9～20）**

保護措置等の実施にあたり、考慮すべき市の地理的、社会的特徴を下記の区分でまとめている。

#### **第1節 地勢**

#### **第2節 気候**

#### **第3節 人口（常住人口、昼間人口、外国人登録人口）**

#### **第4節 道路の位置等（主な自動車専用道路、主な一般道路、自動車保有台数）**

#### **第5節 鉄道、港湾、空港の位置等（鉄道、港湾、空港）**

#### **第6節 主な施設等（地下街・高層建築物、石油コンビナート等、自衛隊施設）**

### **第5章 計画が対象とする事態（本文 P.21～22）**

この計画においては、対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態として、府計画において想定されている以下に掲げる事態（類型・事態例）を対象とし、海外では大都市において大規模テロが多く発生していること、大阪は人・もの・情報が集まる大都市圏の要所であることを踏まえ、特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急対処事態に留意するものとする。

#### **1 武力攻撃事態の類型**

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻撃

#### **2 緊急対処事態の事態例**

攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

攻撃手段による分類

ウ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

エ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

## **第6章 緊急対処事態への対処（本文 P.23～24）**

### **1 基本的事項**

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の伝達及び通知に関し特別な対応を行う場合などを除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### **2 緊急対処事態対策本部**

国の緊急対処事態対処方針が定められ、指定の通知を受けたときは市緊急対処事態対策本部を設置し、緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関の実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

### **3 緊急対処保護措置の実施**

#### 国の事態認定前の対処

緊急対処事態は、突発的に発生し、発生当初は事故との判別が困難なことが多いと考えられるため、国の事態認定前の段階においても、市民の生命、身体及び財産を保護するため、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。その場合、市は、本計画第2編第1章第1節「(2)原因不明の事案が発生した場合」の定めに従い、地域防災計画又は危機管理指針等に基づき、迅速に当該事案に対処する。

#### 緊急対処事態における警報

市長は、府知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を国が決定した「対象となる地域」の住民に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会等）及びその他の関係機関に対し通知する。

#### 市民生活の安定に関する措置の取扱い

本計画第2編第5章に定める「市民生活の安定」に関する措置については、事態が長期にわたるものとは想定されていない緊急対処事態には準用されない。

#### 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する取扱い

本計画第3編第3章に定める「赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理」については、武力紛争でない緊急対処事態には準用されない。



## 第2編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 実施体制の確立（本文 P.25～46）

#### 第1節 市の実施体制

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案の発生後、国において直ちに武力攻撃事態等の認定がある場合は、国民保護対策本部を設置する。また、当該事案の発生後、その原因不明などから、国において直ちに事態等の認定がない場合は、事案に応じて災害対策（緊急）本部又は危機事態対策本部を、必要な期間、設置する。

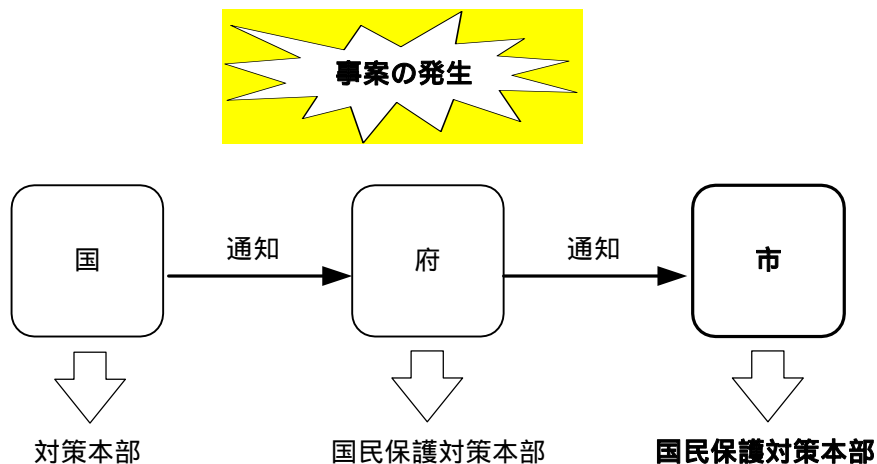
##### 事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合

###### 市対策本部

事案の発生後、直ちに事態等の認定がなされ、国から府知事を経由して、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたときは、市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置し、市及び市域内の関係機関が実施する保護措置の総合的な推進を図る。

###### 区対策本部

市対策本部が設置されたとき、区長は、区国民保護対策本部を設置し、区が実施する保護措置の総合的な推進を図る。



##### 原因不明の事案が発生した場合

###### 市危機事態連絡調整会議

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、直ちに府に報告するとともに、市危機事態連絡調整会議を設置し、収集された情報の分析・検討を行い、当該事案への対処方針等を決定する。

###### 市災害対策（緊急）本部・市危機事態対策本部

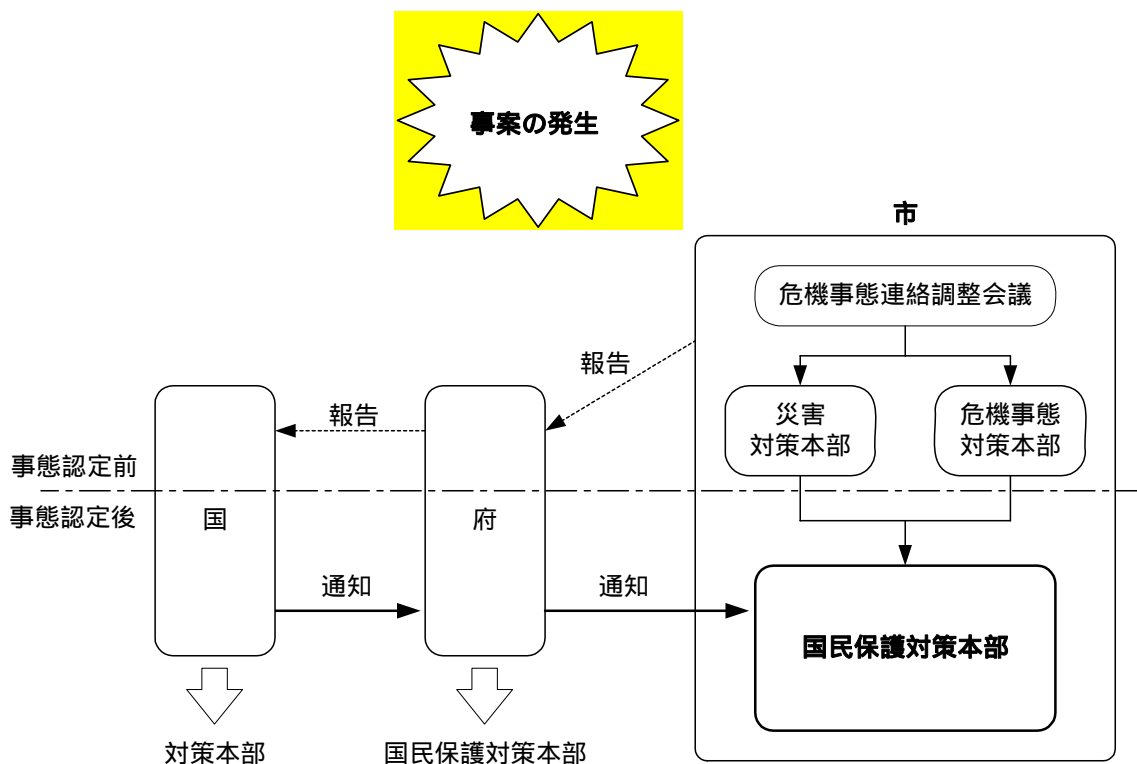
原因不明の事案が発生した場合には、市災害対策（緊急）本部、または、市危機事態対策本部を設置し、関係機関との調整等に基づき、消防法その他の法令の規定を活用して、応急対策を実施する。

###### 区災害対策（緊急）本部

市災害対策（緊急）本部が設置されたとき、区災害対策（緊急）本部を設置する。

###### 市対策本部・区対策本部

上記の本部を設置した後に、政府において事態等の認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部・区対策本部を設置する。



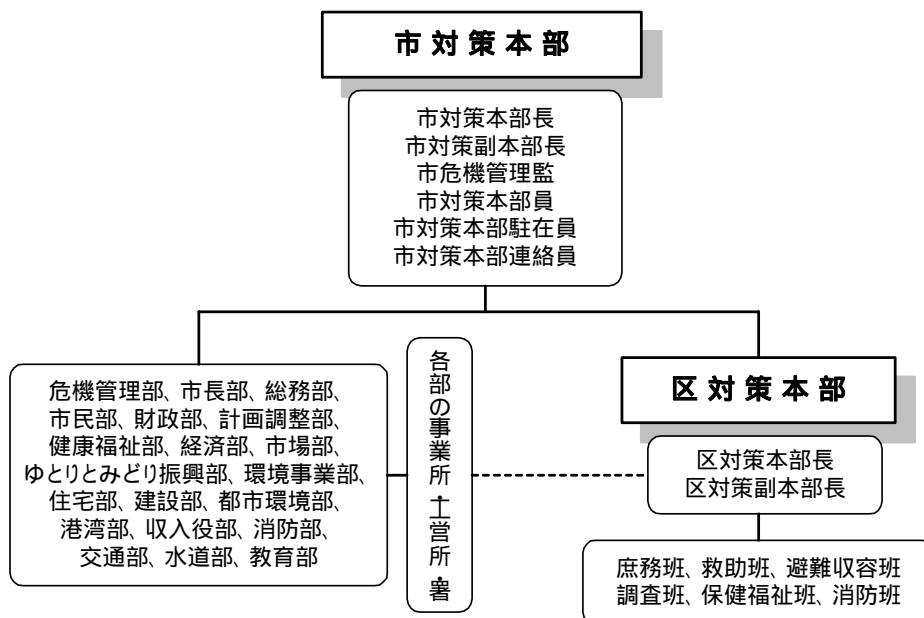
## 第2節 市国民保護対策本部等

### 1 市対策本部

市長は、市対策本部を本庁舎内に設置する。

### 2 区対策本部

区長は、区対策本部を区役所内に設置する。



### 3 現地調整所

市対策本部長は、被災現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

### 第3節 動員

市対策本部長（市長）は、国において事態等の認定がなされた場合には、職員の動員配備を行う。

### 第4節 関係機関等との連携協力の確保

#### 1 国・府の対策本部との連携

市は、府の対策本部及び、府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### 2 府への措置要請等

市長等は、必要があると認めるときは、府知事等に対し必要な要請を行い、また、必要な要請を行うよう求める。

#### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、特に必要があると認めるときは、府知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣を防衛庁長官に要請するよう求める。

#### 4 指定（地方）公共機関への措置要請

市長等は、必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

#### 5 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託

市長等は、必要があると認めるときは、他の市町村の長等に対し応援を求める。

#### 6 指定（地方）行政機関等に対する職員の派遣要請

市長等は、必要があるときは、府知事等を経由して、指定（地方）行政機関の長又は特定指定公共機関に対し、職員の派遣の要請を行う。また、市長等は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体の長等に対し、職員の派遣を求める。

#### 7 市の行う応援等

他の市町村に対して行う応援等

市長等は、他の市町村長等から応援の求めがあった場合には、必要な応援を行う。

指定（地方）公共機関に対して行う応援

市長は、指定（地方）公共機関の行う保護措置の実施について応援を求められた場合には、必要な応援を行う。

#### 8 市民の自発的な協力との連携

市は、市民から自発的な協力の申し入れがあり、安全の確保が十分であると判断した場合は、相互に協力し、受入体制の確保等に努め、市民が円滑に活動できるよう適切に対処する。

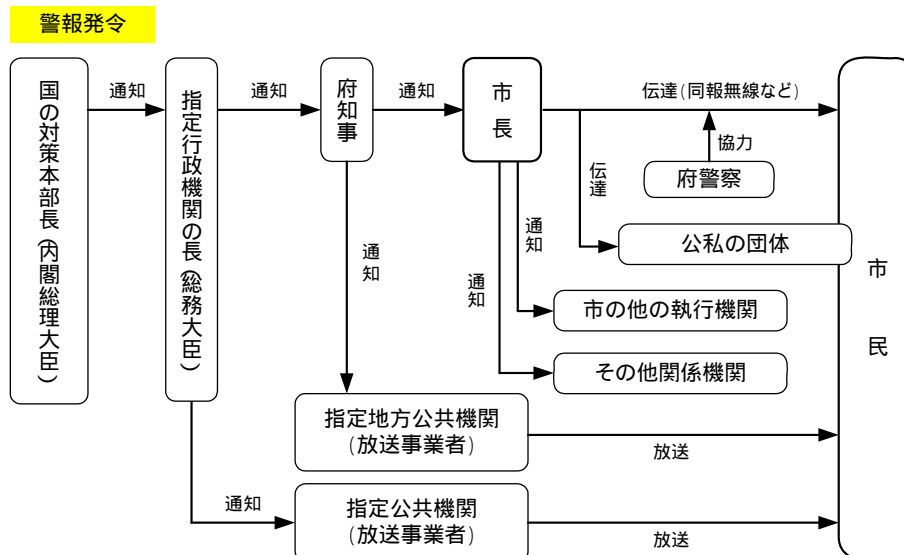
## 第2章 住民の避難（本文 P.47～55）

### 第1節 警報及び緊急通報

#### 1 警報

##### 警報の伝達・通知

武力攻撃事態等において、国の対策本部長が警報を発令し、総務大臣を経由して府知事から警報の通知を受けたときは、市長は、直ちに、その内容を市民に伝達する。



##### 伝達方法

市長は、必要に応じて、同報無線のほか、ヘリコプター、車、自転車、携帯拡声器、インターネット等、利用可能な手段を活用し、警報を伝達する。

同報無線を活用する場合は、原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。  
（「武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合）

##### 配慮を要する者への伝達

警報の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に配慮し、迅速に伝達する。

##### 警報解除の伝達・通知

警報が解除された場合、市長は、発令の場合に準じて伝達・通知を行う。

#### 2 緊急通報

##### 武力攻撃災害の兆候の通知

武力攻撃災害の兆候の通報を受けた場合において、市長は、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を府知事に通知する。

##### 緊急通報の伝達・通知

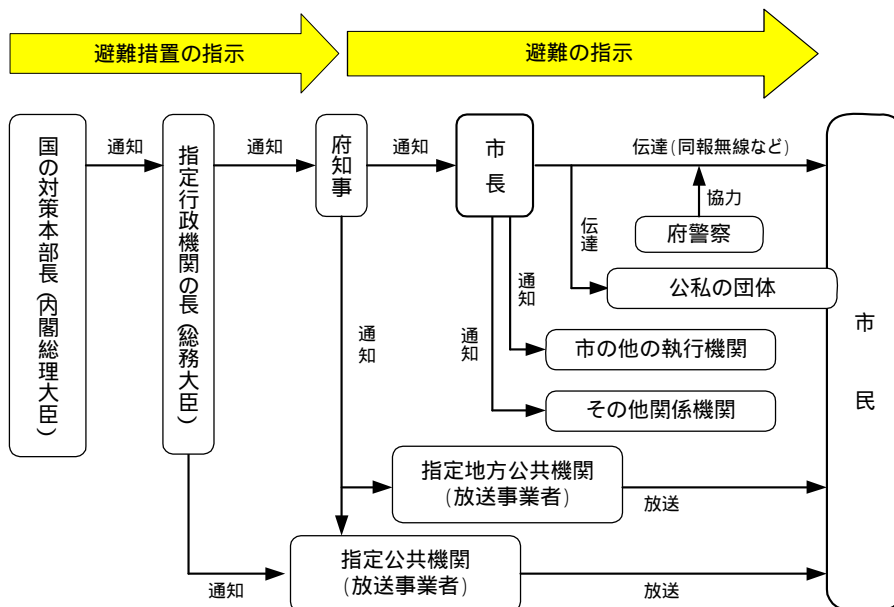
武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、府知事が武力攻撃災害緊急通報を発令し、その通知を受けたときは、市長は、警報の伝達・通知と同様に、直ちに、その内容を市民に伝達する。

## 第2節 避難の指示・退避の指示

### 1 避難の指示

国の対策本部長から避難措置の指示を受けたときは、府知事は、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

市長は、府知事から「避難の指示」の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、市民へ伝達する。



### 2 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃げるよう、退避の指示を行う。

## 第3節 避難誘導

### 1 避難誘導の流れ

市長は、府知事から避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定め、その内容を市民に伝達する。

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員を指揮し、避難住民の誘導を行う。

### 2 避難実施要領の作成

市長は、避難の指示があったときは、直ちに避難実施要領を作成する。

#### 【避難実施要領に定める事項】

- 避難経路、避難手段その他避難方法に関する事項
- 避難誘導の実施方法、関係職員の配置その他避難誘導に関する事項
- 上記のほか、避難の実施に必要な事項

### 3 避難住民の誘導

市職員等による避難誘導

区対策本部職員、消防吏員等は、避難住民の誘導にあたって、警察官等と連携し、自主防災組織等の自発的な協力を得て、組織ごとに避難所等に誘導する。

関係機関等との連携

市長は、市職員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察官、海上保安官、自衛官による避難誘導を要請する。

運送事業者である指定（地方）公共機関との調整

市長は、避難住民の運送が必要な場合、市が保有する車両により運送を行うほか、府と調整のうえ、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、運送の求めを行う

援護を要する者への対応

避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、妊産婦等自ら避難することが困難な者を優先する。

安全の確保

市は、現場で誘導を指揮する者に随時、情報を提供するなどして、避難住民及び現場で誘導を行う者の安全を確保する。

避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、その内容を避難住民へ伝達するとともに、避難住民を復帰させるため、避難住民復帰要領を作成し、復帰のために必要な措置を行う。

### **第3章 避難住民等の救援（本文 P.56～75）**

#### **第1節 救援の実施**

##### **1 救援の実施**

市長は、府知事から救援の指示の通知を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。ただし、緊急を要するときは、指示を待たずに行う。

収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与  
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給  
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与  
医療の提供及び助産  
被災者の捜索及び救出  
遺体の火葬  
電話その他の通信設備の提供  
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理  
学用品の給与  
死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

##### **2 救援の内容**

救援の基準等

市長は、国の定める「救援の程度及び基準」に基づき救援の措置を行う。

収容施設の供与

避難所の開設、運営管理

区対策本部長は、開設した避難所に職員を派遣し、施設管理者、避難住民及び近隣の者等の自発的な協力を得て、避難所を運営管理する。

留意事項

避難所の管理運営にあたっては、次の事項に留意して、援護を要する者に対する適切な救援の実施や避難所の円滑な管理運営に努める。

ア 避難者数・世帯数の把握、援護を要する者の把握

イ 正確・迅速な情報提供、日本語の理解が十分でない外国人にもわかりやすい情報提供

ウ 手話通訳・ガイドヘルパー等の確保

エ 巡回相談（健康管理、栄養指導等）の実施（特に、援護を要する者への重点的対応）、心の健康相談の実施、救護所の設置

オ 要援護者用備蓄物資の活用、その他の要援護者用物資の調達

カ 仮設トイレの早期設置

キ プライバシーの確保への配慮、食事・栄養に関する配慮、生活習慣・文化・宗教の違いへの配慮

ク 避難生活長期化への対応

応急仮設住宅等の確保

避難住民等を収容する期間が長期にわたる場合は、住宅部は、関係各部と連携し、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに応急仮設住宅の建設などにより施設の確保を図る。

食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与

市は、救援のために必要な食品の給与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与を行う。

医療救援の提供

市は、府及び医療機関等と連携し、武力攻撃災害の状況に応じ、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

- 1 初期初動医療救護活動

救護所の設置、医療救護班の派遣及び応援医療救護班の派遣要請を行い、また、医薬品・医療資機材の確保を図る。

- 2 後方医療体制の確保

各病院における受入体制の確立を図る。

- 3 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営

収容避難所の開設が長期間にわたった場合、救護所の運営を図る。

- 4 保健師等による健康相談

収容避難所の状況を調査し、避難所等に対する保健師等を派遣し、健康相談を実施する。

- 5 N B C 攻撃を受けた場合の医療活動

核、生物剤、化学剤等による攻撃を受けた場合は、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ活動を行う。

被災者の捜索・救出

市対策本部は、関係機関と連携を図りながら、武力攻撃災害のため生命・身体が危険な状況にある者、生死不明の状態にある者（死亡した者を含む。）の捜索・救出活動を実施する。

遺体の処理、火葬

市は、遺体収容（安置）所の設置、遺体の収容・身元確認、遺体の処理、斎場への遺体の搬送、遺体の火葬などを行う。

電話その他の通信設備の提供

区対策本部は、電気通信事業者である指定（地方）公共機関の協力を得て、避難施設に電話その他の通信設備を臨時に設置する。

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

住宅部は、当面の日常生活が営めない状況となった者が、自らの資力では応急修理をすることができない場合、日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を行う。

### 学用品の給与

教育部は、必要に応じ児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

### 住居障害物の除去

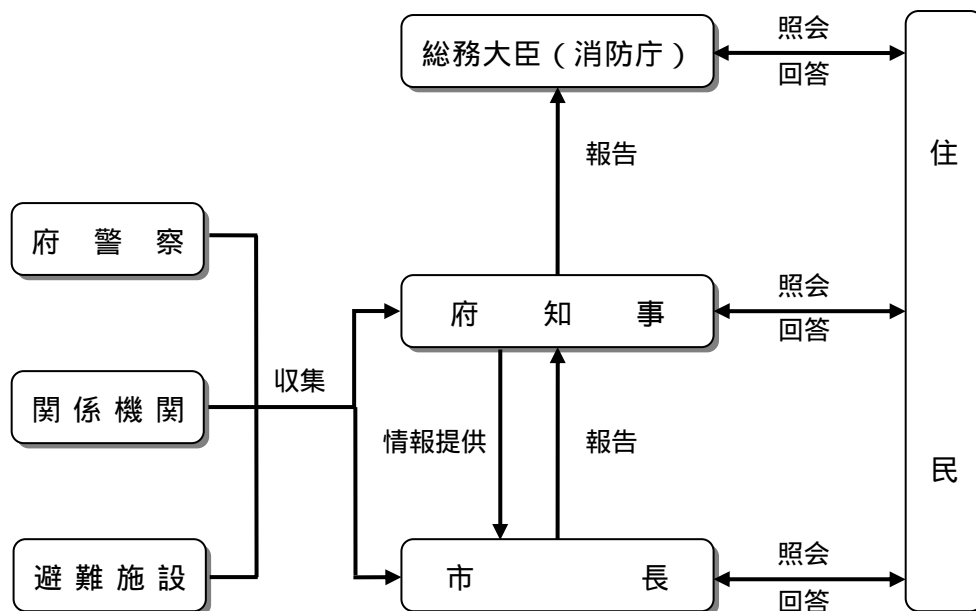
市対策本部は、必要に応じて、住居障害物の除去を行う。

## 第2節 安否情報の収集・提供

### 1 安否情報の収集

市長は、避難施設若しくは医療機関に収容等された避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報を収集整理し、適時、府知事への安否情報の報告を行う。安否情報の収集にあたっては、収集に係る者の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分留意する。

《図：安否情報の収集・提供》



### 2 府知事に対する安否情報の報告

市長は、収集・整理した安否情報を、国の定める方法により、府知事に対し報告する。

### 3 安否情報の提供

#### 安否情報の照会の受付

市は、安否情報の照会窓口を設置し、その周知とあわせて適切な安否情報の照会が行われるよう市民に対し周知等を行う。

#### 安否情報の回答

市長は、安否情報の照会があったときは、照会に係る者の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分留意し、速やかに回答する。また、照会に係る者の同意を得ることが困難である場合にあっては、公益上特に必要があると認めるときは、収集した安否情報のうち必要最小限の情報を回答する。



## **第4章 武力攻撃災害への対処（本文 P.76～96）**

### **第1節 市の役割**

市は、市域に係る武力攻撃災害を防除及び軽減するため、国及び府等の関係機関と協力して、武力攻撃災害への対処に関する必要な措置を講ずる。

消防は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

### **第2節 応急措置等の実施**

市は、武力攻撃事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、他の機関との連携のもと、自らの判断に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、消火・救助・救急活動など、応急措置等を実施する。

### **第3節 生活関連等施設の安全確保**

市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、警備の強化その他施設の安全確保のために必要な措置を行う。

### **第4節 NBC攻撃による災害への対処**

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### **第5節 保健福祉・衛生**

市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等援護を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努める。

#### **1 防疫活動**

市は、感染症法及び災害防疫実施要綱及び国民保護法第121条の規定による特例に基づき、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

#### **2 食品衛生活動**

市は、食品衛生対策班を編成し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### **3 飲料水衛生確保対策**

市は、感染症等を防止するため、飲料水の衛生確保のための措置を実施するとともに、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、市民への情報提供を行う。

#### **4 避難住民等の健康維持活動**

市は、避難住民等の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、避難住民等の健康（心の健康を含む。）維持に必要な活動を実施する。

#### **5 福祉サービスの提供**

市は、被災した高齢者・障害者等に対して、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、関係団体と協力して、継続的に福祉サービスの提供を行う。

#### **6 応援要請**

市長は、防疫活動、食品衛生活動、健康維持活動及び福祉サービスの提供において、市単独での対処が困難になった場合は、府及び他の市町村に応援を要請する。

## **7 動物の保護等に関する配慮**

健康福祉部は、飼養等されていた家庭動物等の保護収容等、危険動物等の逸走対策などに係る所要の措置を講ずるよう努める。

## **第6節 廃棄物の処理**

市は、廃棄物（ごみ、がれき等、し尿）について、被災地域の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、必要に応じ、他の市町村等に応援を求めつつ適正な処理を実施する。

## **第7節 被災情報等の収集・報告・公表等**

### **1 被災情報の収集及び共有**

市対策本部は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集し、関係機関等との共有化を図る。

### **2 被災情報の報告**

市長は、自ら収集した被災情報の第一報については、直ちに府知事に報告する。

### **3 公表・情報提供等**

市は、市民の安全の確保、不安の軽減、混乱の防止などを図るため、公表・情報提供等に当たっては、さまざまな手段を活用し、また、広報担当を置くなどにより、被災情報のほか、事態の推移、保護措置の実施状況、留意事項等について、市民に対して適時に、正確かつ積極的な公表・情報提供等に努める。

## **第5章 市民生活の安定（本文 P.97～98）**

市は、武力攻撃事態等においては、国、府、指定（地方）公共機関等と連携しつつ、安定した市民生活の早期回復を図るため、生活関連物資等の価格安定並びに避難住民等の生活安定等のための措置、生活基盤等の確保など、市民生活の安定に必要な措置を実施する。

## 第3編 平素からの備え

### 第1章 組織・体制の整備（本文 P.99～103）

#### 第1節 市における組織・体制の整備

##### 1 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、迅速に対応する必要があるため、速やかに関係職員等に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

##### 2 動員体制、連絡網の整備

武力攻撃事態等の発生時に必要な職員が迅速に参集できるよう、災害の状況に応じた動員計画を定める。

##### 3 消防等の体制

消防局等においては、市における参集基準等と別に、所属における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

#### 第2節 関係機関との連携

##### 1 連携体制の整備

市は、相互に連携した対応が円滑に行えるよう、府、府警察、他の市町村、指定（地方）公共機関その他関係機関等との情報の共有化等を図る。

##### 2 自主防災組織等との連携

市は、保護措置等の実施にあたり、避難住民の誘導に必要な援助 避難住民等の救援に必要な援助 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な援助 保健衛生の確保に必要な援助 について、市民の自発的な協力を得られるよう、自主防災組織等に対する普及・啓発や支援活動を行い、その活性化の推進を図る。

#### 第3節 研修

市は、本計画の内容のほか、国民保護法や国際人道法など保護措置の実施に必要な知識について、市職員に対する研修を実施する。

#### 第4節 情報収集・提供

##### 1 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集及び整理し、市民に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

##### 2 危機管理総合情報通信システムの整備

市は、市民への情報伝達をより効果的に行うため、危機管理総合情報通信システムの構築を進める。

##### 3 非常通信体制の確保・整備

市は、情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や非常用電源の確保等に努める。

## 第5節 広報・啓発

市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、市民に対し、さまざまな媒体を活用するとともに、さまざまな機会を通じて保護措置の重要性などについて広報・啓発を行う。

## 第6節 訓練

市は、単独又は国、府をはじめ関係機関、他の市町村等と共同し、防災訓練との有機的な連携に配慮しつつ、保護措置についての訓練を実施する。

## 第7節 備蓄等

### 1 市における物資及び資材の備蓄・整備

市は、保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえて備蓄・整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

市は、その管理する施設及び設備について、整備・点検するとともに、ライフライン施設の機能性の確保に努める。

## 第2章 避難・救援・災害対処（本文 P.104～107）

### 第1節 避難

#### 1 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、必要な基礎的資料を準備する。

#### 2 警報の伝達・通知

市は、関係機関の連絡先、連絡方法等について確認するとともに、府警察との協力体制を構築する。また、高齢者、障害者、外国人等に配慮した伝達ルートの確保に努めるほか、学校、病院、大規模集客施設、その他の多数の者が利用する施設について、連絡先、連絡方法を確認しておく。さらに国民保護に係るサイレン音について、国・府と連携して、市民に周知を図るとともに、放送事業者により速やかに警報の内容が放送されることをあらかじめ周知する。

#### 3 避難誘導

市長は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成し、府に報告する。

#### 4 避難施設

市長は、区域の人口、防災のための避難所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、避難施設（学校、公園、広場など）を指定する。

#### 5 運送の確保

市は、府と連携して、運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握・共有する。

### 第2節 救援

#### 1 救援に関する基本的事項

市は、関係医療機関のデータベース、備蓄物資のリスト等の基本的資料を準備するとともに、あらかじめ関係機関と調整を行い、救援に関する措置について円滑に実施できるよう、必要な事項を定めておく。

## 2 安否情報の収集・整理・提供

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告、提供することができるよう、安否情報の収集、整理、提供の手順等をあらかじめ定めておくとともに、医療機関、学校等、安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握しておく。

### 第3節 災害対処

市は、被災情報の収集、整理及び関係機関への連絡等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

## 第3章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理（本文 P.108～109）

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理するため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定めている。

### 第1節 意義

第一追加議定書において規定される赤十字標章等及び特殊標章等は、それぞれ医療行為及び保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されるとされている。

### 第2節 赤十字標章等

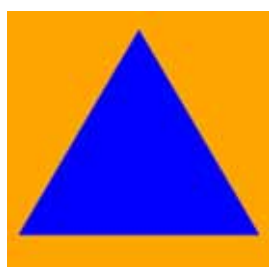
市長は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。



（白地に赤十字）

### 第3節 特殊標章等

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。



（オレンジ色地に青の正三角形）

## 第4編 復旧等

### 第1章 施設の応急復旧（本文 P.113～114）

市は、安全の確保に配慮したうえで、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行う。

### 第2章 武力攻撃災害の復旧（本文 P.115）

#### 第1節 国における所要の法制の整備

市は、国が示す方針等に従って、府と連携し、市域の復旧を行う。

#### 第2節 所要の法制が整備されるまでの復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間についても、被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

### 第3章 保護措置に要した費用の支弁等（本文 P.116～117）

#### 第1節 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

保護措置の実施に要した費用で市が支弁したのものについては、原則として国が負担していることから、別途国が定めるところにより、市は国に対し負担金の請求を行う。

#### 第2節 損失補償、実費弁償、損害補償及び損失補てん

##### 1 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、補償を行う。

##### 2 実費弁償

市は、国民保護法に基づく要請又は指示に従って医療を行った医療関係者に対して、その実費を弁償する。

##### 3 損害補償

市は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者、国民保護法に基づく要請又は指示に従って医療を行った医療関係者が、死傷したときは、損害補償を行う。

##### 4 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、府対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、損失を受けたときは、府に対して損失の請求を行う。

### 第4章 市民の権利利益の救済に係る手続等（本文 P.118～119）

市は、市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、国民保護法に定める手続き項目について対応する。





大阪市危機管理室住民保護企画担当

「(仮称)大阪市国民保護計画(素案)の意見募集」係 宛

[応募期限]平成18年11月1日(水)

ご意見欄

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

以下の欄は、差し支えなければご記入ください。

(該当する項目を で囲んでください。)

性別	男性 ・ 女性	住所	大阪市内 ・ 市外
年齢	20歳未満・20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳以上		

**ご意見の様式は自由ですが、書面をお願いします。**〔郵送、ファックス、電子メール(下記ホームページから応募できます。)]のいずれかの方法で、下記までお寄せいただくか、直接、当室窓口(大阪市役所5階)へご提出願います。

[応募先]大阪市危機管理室住民保護企画担当  
「(仮称)大阪市国民保護計画(素案)の意見募集」係 宛  
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20  
FAX(06)6202-3776  
危機管理室ホームページ: <http://www.city.osaka.jp/kikikanrishitsu/>